

宍粟市で 農業を 始めたい

何をしてみたいですか？

農業といっても、お米、野菜、果樹など、さまざま。
まずは、何をしたいかを明確にすることからはじめましょう。

宍粟に住む

農地付き空き家

≫ 宍粟市農業委員会

宍粟市内に移住・定住し、農地を耕作しようとする人は、空き家と農地をセットで1aから取得できます。

家庭菜園を 楽しむ

畑の教科書

≫ 宍粟市農業振興課

誰もが気軽に野菜づくりを始められる手引書

宍粟市の気候風土に適した野菜とその育て方のポイントを解説

市民農園

≫ 宍粟市農業振興課・北部事務所（一宮産業振興係）

かわおと菜園（山崎町川戸） 1区画あたり 7,500円/年

みはらし農園（一宮町東河内） 1区画あたり 12,000円/年

作物をつくる 販売する

農業塾「畑の講習会」

≫ 宍粟市農業振興課

初心者向け、農業体験型講習会

水稻や野菜等の栽培のポイントを学び、野菜づくりを畑で実践

販売先の確保

≫ JA、宍粟市商工観光課ほか

市内の直売所、エプロン（姫路）、好きやde西播磨（神戸市）などに登録

農業を生業に する

就農のためのポイント

①技術やノウハウの習得

≫ 龍野農業改良普及センター

就農に向けた相談、各サポート情報の提供、研修機関の紹介などの支援あり

②農地の確保

≫ 宍粟市農業委員会

農地を買ったり、借りたりする際には、農業委員会の許可が必要

③機械や施設の確保

≫ JA、宍粟市農業振興課

営農のためにハウスや機械などが必要

宍粟市で 狩猟を はじめたい

狩猟免許 取得

狩猟とは？

「狩猟免許」を取得し、所定の登録を行い、狩猟期間において、鳥獣を捕獲すること。

趣味としての、鳥や獣を狩ったり調理して食べたりする楽しみのほか、シカやイノシシなどによる農林業被害の防止と生態系保全につながり地域に貢献する行為でもあります。

兵庫県の狩猟期間は、毎年11月15日から翌年2月15日
(ただし、シカ・イノシシは、毎年11月15日から翌年3月15日)

狩猟免許試験の受験

試験日：7月下旬～9月

手数料：5,200円(1種類につき)

試験内容：①知識試験(法令、猟具、鳥獣に関する知識)

②適性検査(視力、聴力、運動能力)

③実技試験(猟具の取扱い、鳥獣の判別)

申込・問合せ先：兵庫県環境部自然鳥獣共生課鳥獣保護管理班 078-341-7711

* 初心者狩猟講習会の受験(任意)

開催日：6月及び8月

受講料：10,000円

申込・問合せ先：兵庫県猟友会 078-361-8127

宍粟市の狩猟免許助成制度あり >> 宍粟市農業振興課

狩猟者登録

狩猟者登録の申請

兵庫県・光都農林振興事務所森林第1課に申請する。

手数料：1,800円

狩猟税：龍野県税事務所に納税(一部減免あり)

第一種 約16,500円、第二種 約5,500円、網・わな 約8,200円

猟銃・空気銃 所持許可

猟銃・空気銃所持許可の申請

宍粟警察署にお問い合わせください。

猟銃等講習会受講(講習と筆記試験)

→「射撃練習」または「技能検定」資格認定申請

→射撃教習受講

→猟銃・空気銃所持許可申請

《問い合わせ先》

宍粟市役所 農業振興課 TEL 0790-63-3109

兵庫県・光都農林振興事務所 森林第1課 TEL 0791-58-2348

兵庫県猟友会 宍粟支部 TEL 0790-62-0321(事務局)

宍粟警察署 TEL 0790-62-0110